

証券コード：6596

2021 年 6 月 11 日

株 主 各 位

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺 2168 番地 10

筑 波 精 工 株 式 会 社

代表取締役社長 傳 寶 菜

第 36 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第 36 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただくよう強くご推奨申しあげます。

また、本株主総会は決議事項がございませんが、議決権行使書に代えて定時株主総会出席票を同封しておりますので、ご返送いただく必要はございません。

敬 具

記

1. 日 時 2021 年 6 月 29 日(火曜日) 午前 11 時
2. 場 所 栃木県宇都宮市駅前通り三丁目 2 番 3 号
チサンホテル 宇都宮 2 階会場 “いちょう”
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第 36 期 (2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)
事業報告及び計算書類の内容報告の件

以 上

.....
◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の定時株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、新型コロナウイルスの感染状況によって総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsukubaseiko.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認の上、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

(添付書類)

事業報告

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【全般的概況】

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動の自粛を余儀なくされた状況が継続し、特に飲食・旅行・運輸業界などは深刻な打撃を受けました。これに対し、巣ごもり需要、デジタルトランスフォーメーション・半導体特需等に沸く業種は活況な1年が継続し、業種によるコントラストの違いが色濃い業況となりました。

一方、世界経済に目を転じますと、全世界のあらゆる国で更なる新型コロナウイルス感染拡大の懸念が広がり、先進国を中心として各国がワクチン接種を総力を挙げて進めてはいるものの、成長回復の局面に至るには一層の時間を要するものと見込まれております。また、米国による中国大手通信機メーカーへの取引制限により、米中摩擦は俄かに半導体戦争とも呼ばれる状況にエスカレートし、わが国を含めた主要先進国では、半導体に関する地政学的リスクをより強く意識する1年となりました。

このような状況下、当社といたしましては、社内の新型コロナウイルス感染防止に努めながらも、日本・台湾・中国等の東アジア地域を中心とした顧客ニーズに向けて、生産設備の導入と生産効率の向上や人員増強等を行ってまいりました。また、実生産ラインにおいてサポーターを使ったウエハの流し込みを継続中の顧客や、R&D部門においてサポーターを試験採用している顧客に対しては、台湾の営業チームを中心としてきめ細かなサポートと情報収集に注力しました。

サポーターの売上に関しましては、新型コロナウイルス対策の影響もあり、顧客実生産ライン及びR&D部門での流し込み評価に想定以上に時間を要しており、売上は前期実績を大幅に下回りました。一方ステージの販売は予算を上回って達成しており、国内外におけるステージの需要の底堅さを再確認しました。

また、利益面に関しましても、収益性を維持しながら持続的な成長を図るため、全社を挙げての経費削減に継続して取り組むとともに、経営方針に基づき、部門間の連携を深め、顧客からの需要増に即応できる体制構築を推し進めることにより、一層の収益向上を図ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は195百万円（前年同期比116.1%）、営業損失は90百万円（前年同期は188百万円の営業損失）、経常損失は86百万円（前年同期は189百万円の経常損失）、当期純損失は108百万円（前年同期は380百万円の当期純損失）となりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「1. 株式会社の現況に関する事項（11）その他株式会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

【製品分類別概況】

(サポーター)

サポーターの利用目的は薄化後の半導体の保持・加工中の半導体のひび割れ防止・半導体の反りの防止です。薄化後の半導体は加工中に割れやすくなり、容易に微細なひびが発生します。半導体表面の回路形成は製品により様々で、強弱はありますが、いずれもウエハ全体に歪みを生じさせるため、薄化を進めれば進めるほどウエハの反りが大きくなり、結果として「高性能化したウエハ＝そのままでは通常のラインに投入できないウエハ」という図式が成り立ちます。パワー半導体以外でも、単一機能を持つディスクリート半導体の一部（光センサーである CMOS、その他 MEMS 等など）においても、裏面の加工による製品化が必要なものがありますが、それらの多くが薄化することにより性能を向上することができるとされています。

当社のサポーターは、従来の製造方法では解決できない薄化後のウエハの保持・ひびや反り防止を可能としていることから、海外の最大手のファンドリと当社による協力体制が敷かれました。同社 R&D セクションでの約 9 ケ月の評価の後、今は実生産ラインに移管された後の流し込み生産が継続されております。この間少量生産された 50 μ の IGBT の試作品を封止工程まで終了させ、世界最大級といわれるパワー半導体メーカーにおいて、ハイスpek パワー半導体の仕様による耐久性能のチェックに成功しています。

ウエハのサイズに関しましては、前期までは 12 インチラインでの製造が中心と目されてきたところ、今は減価償却が進んだ廉価な 8 インチの製造ラインにおいても 12 インチと並行した評価が進められております。

また、サポーターによる半導体製造は、極薄の半導体を製造ラインに投入する為の「自動機」が必須となるところ、「自動機」メーカーによる自動機製造に想定以上の時間を費やしてまいりました。その後当社の半自動機（半自動機の標準機能の模倣により自動機への応用を進めることが容易になる）をファンドリと複数の自動機メーカーに有償・無償で提供することで、協力会社で自動機開発が一気に加速しています。

このような状況の中、前期より、中国武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が日々刻々と広がりを見せ、当初の想定を超えて悪化しました。当社の取引先の大手ファンドリにおいても、中国政府並びに地方行政の指導の下、従業員の安全を最優先にする様々な対策が施され、従業員の工場立ち入り禁止により生産計画の延期を余儀なくされました。

当社といたしましても、当社従業員の感染防止と国内への感染拡大阻止を最優先する取り組みを行い、営業担当者による中国渡航禁止及び顧客による当社製品の評価試験への立会禁止措置などを実施いたしました。

当社製品の評価試験への立会禁止措置は、すべてのプロジェクトの進捗を大幅に遅らせ、ひいては売上未達の一因となっておりますが、当社台湾の営業チームによるきめ細かな情報収集と顧客ニーズの取り込みにより、一部は未知の領域であった顧客ワーク表面形状により異なるサポーターの吸着性能に関するデータ取得を可能とし、今後の製品性能アップに向けたデータ収集に繋げることができました。

そのような状況下、2021 年 2 月 26 日の修正予想どおりの 11 百万円の売上（当初通期予想 94 百万円に対して 8.8%）となりました。

(ステージ)

ステージの売上高は、受注予定案件を予定どおりこなしたことにより、2021 年 2 月 26 日の修正予想 128 百万円と同額の 128 百万円（当初通期予想 118 百万円に対して 108.9%）となりました。

(その他)

その他製品の売上高は、小口の各種アプリケーション製品の販売を中心に展開し、国内顧客需要の掘り起こしを丹念に実行したことで、2021 年 2 月 26 日の修正予想 54 百万円と同額の 54 百万円（当初通期予想 38 百万円に対して 141.1%）となりました。

(2) 設備投資の概況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、13 百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に取得・完成した主要設備

- ・サポーター量産用の検査治具等
- ・本社設備の水災対策のための止水板

ロ. 当事業年度において実施した重要な固定資産の撤去、減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

本年度にメインバンクを中心に 1 億 1 千万円の銀行借入れを実行しました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、米中貿易摩擦の激化や、新型コロナウイルスによる全世界的な景気減速など、世界経済の先行きが見えないリスクに晒されております。また、空前の半導体需要の逼迫により、世界規模での半導体争奪戦が巻き起こり、半導体製造に特化した業態「ファンドリ」が台湾・中国などのアジアに集中している状況がクローズアップされ、「ファンドリ」を中心とした半導体サプライチェーンに関する地政学的リスクが強く意識されました。一方、先進国を中心として各国政府により EV 車の導入目標が前倒しされるなど、世界規模の電動化・脱石油化のロードマップが固まりつつあることから、当社の主たる顧客である「ファンドリ」と、その先の EV 車メーカーによる、次世代低抵抗 IGBT/MOSFET の需要の前倒しによる拡大が確実な状況であります。また、今後急速に立ち上がる 5G 関連のニーズも期待が高まりつつあります。

電気自動車向けインバーターの中心部品である IGBT や MOSFET、商用利用地域の拡大による需要が高まる 5G の基地局向け等、いずれもウエハの薄化後のウエハ裏面プロセスが最重要課題である中、当社製品のサポーターは薄ウエハプロセス時のウエハキャリアとして機能することが可能であります。今後、100 ミクロン以下の薄化されたウエハのプロセスを実現することで、自動運転から IoT まで、半導体の進化の「限界突破」に必須とされる超薄ウエハのプロセスニーズに応えてまいります。

当社は、創業以来事業の成長を牽引する静電チャックのコア技術を磨き、外部環境の変化や課題に迅速かつ機動的に対応してまいりました。変化の速度が増す産業機械分野においては、今後も静電チャックが実現する高付加価値な生産技術への期待は高く、当社は一層の対応能力が求められます。当社は高まる静電チャックへの需要に応えるべく、社内体制の一層の強化を図るとともに、生産技術の進化と、静電チャックが切り開く新たなアプリケーションの応用範囲の拡大に向けて、積極的な体制整備を推し進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 2018 年 3 月期	第 34 期 2019 年 3 月期	第 35 期 2020 年 3 月期	第 36 期 2021 年 3 月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	217,650	340,642	168,132	195,130
営 業 利 益 (千円)	△9,598	1,252	△188,648	△90,732
経 常 利 益 (千円)	△10,965	△56,315	△189,260	△86,447
当 期 純 利 益 (千円)	1,213	△62,365	△380,462	△108,969
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△) (円)	0.11	△19.27	△102.11	△29.25
純 資 産 (千円)	113,927	920,312	539,849	430,879
総 資 産 (千円)	338,518	995,038	654,695	632,991
1株当たり純資産 (円)	18.72	247.00	144.89	115.64

注 1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数を用いて算出しております。

注 2) 2018 年 6 月 21 日付で、普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 33 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021 年 3 月 31 日現在)

事 業 の 種 類	事 業 の 内 容
静電界を用いた吸着システム事業	静電チャックの開発・製造・販売

(8) 主要な営業所 (2021 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地
本 社	栃木県河内郡上三川町

(9) 従業員の状況 (2021 年 3 月 31 日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
19 名	43.5 歳	5.1 年

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借入額
(株)足利銀行	60,000 千円
(株)商工組合中央金庫	50,000 千円
(株)日本政策金融公庫	10,000 千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、当事業年度において営業損失 90 百万円（前事業年度は 188 百万円の営業損失）、経常損失 86 百万円（前事業年度は 189 百万円の経常損失）、当期純損失 108 百万円（前事業年度は 380 百万円の当期純損失）を計上しており、継続的な営業損失及び継続的な営業キャッシュ・フローのマイナスが発生しております。

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績を改善し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

具体的な対応策は次のとおりであります。

1. 顧客による実生産ライン及び R&D 部門での流し込み評価作業に想定以上に時間を要しております。特にワークの表面形状は各社各様であり、また個別の製品による違いも大きく、サポーターが吸着するワーク表面の形状による吸着の条件を個別に評価する作業が必要であります。ところが新型コロナウイルス感染症の影響により、当社技術者や営業担当者の評価試験立会が基本的に不可能となり、遠隔状態での吸着の最適条件究明のために試行を繰り返すこととなりますが、これが常に隔靴搔痒の感を否めず、その解決には想定を超える時間と労力がかかりました。
今後この状況を打開するために、積極的に顧客評価の情報を収集し、様々なタイプのワーク表面形状を把握した上で、それぞれの対策をノウハウとして蓄積することにより、その後は対応が困難な事象は解消し、顧客評価のスピードアップと受注までのタイムロスを圧縮することが可能となるものと判断しております。
2. 財務状態の改善・手元流動性による経営の自由度確保を目指し、銀行借入等の資金調達を進め総額 110 百万円の資金調達を実施するとともに、大口案件獲得の際にはプロジェクトファイナンスの方法で仕入額相当の借入を実行するべく取引先銀行と交渉を継続しております。なお、プロジェクトファイナンスによる借入は主に検収までの期間が相対的に長く、手許流動性の減少に繋がる自動機などの受注時に活用する予定であります。
3. 経費の見直しと経費圧縮を積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

以上のような施策を行うことにより、収支の好転と共にキャッシュ・フローも確保できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式数 12,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 3,806,000 株
 (3) 当事業年度末の株主数 51 名
 (4) 上位 10 名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合	381,000	10.22
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION	361,000	9.68
株式会社オプトラン	280,000	7.51
合同会社 T C T S O 5	275,000	7.38
柿崎尚志	270,000	7.24
樋口俊郎	258,000	6.92
TEL Venture Capital Inc.	255,000	6.84
傳 寶菜	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス株式会社	200,000	5.36
坂井正明	180,000	4.83

注 1) 当社は自己株式を 80,000 株保有しています。

注 2) 上記の持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

注 3) 持株比率は、小数点第 3 位以下を切り捨て表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

区分	名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役	第 3 回新株予約権	540,000 個	普通株式 540,000 株	2020 年 7 月 8 日から 2028 年 6 月 19 日まで	1 株につき 50 円	3 名
社外取締役	第 3 回新株予約権	20,000 個	普通株式 20,000 株	2020 年 7 月 8 日から 2028 年 6 月 19 日まで	1 株につき 50 円	2 名

- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

区分	名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
従業員	第 3 回新株予約権	25,000 個	普通株式 25,000 株	2020 年 7 月 8 日から 2028 年 6 月 19 日まで	1 株につき 50 円	5 名
その他	第 3 回新株予約権	10,000 個	普通株式 10,000 株	2020 年 7 月 8 日から 2028 年 6 月 19 日まで	1 株につき 50 円	1 名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
傳 實 菜	代表取締役社長	—
松 坂 一 生	取 締 役	—
小谷田 博章	取 締 役	—
樋 口 俊 郎	取 締 役	東京大学名誉教授
川 瀬 信 雄	取 締 役	ジョイNテック株式会社 代表取締役
金井田 克司	監 査 役	—
安 岐 浩 一	監 査 役	ひびき監査法人 代表社員
酒 井 明 彦	監 査 役	—

注1) 取締役 樋口俊郎氏、川瀬信雄氏は社外取締役であります。

注2) 監査役 金井田克司氏、安岐浩一氏、酒井明彦氏は社外監査役であります。

注3) 当社は監査役 金井田克司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注4) 監査役 金井田克司氏は経理財務業務に従事した経験を有しており、また、監査役 安岐浩一氏は会計士の資格を有しており、両名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役 樋口俊郎氏と取締役 川瀬信雄氏、並びに監査役 金井田克司氏、監査役 安岐浩一氏及び監査役 酒井明彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	33,408 (6,000)	33,408 (6,000)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,808 (8,808)	8,808 (8,808)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外)	42,216 (14,808)	42,216 (14,808)	—	—	9 (5)

注1) 当事業年度末における取締役は5名、監査役は3名であります。

注2) 上記には、新株予約権による報酬及び使用人兼務役員の使用人分給与は含んでおりません。

注3) 上記には、2020年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。

注4) 取締役の金銭報酬の額は、2004年11月8日開催の臨時株主総会において年額金50,000千円以内（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。

注5) 監査役の金銭報酬の額は、2018年6月20日開催の定時株主総会において年額金15,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(4) 社外役員に関する事項

①社外取締役 樋口俊郎

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

東京大学の名誉教授であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であります。樋口取締役には、長年の経験に基づいた大所高所からの意見を期待しており、重要事項の質疑をはじめポイントを押さえた積極的な発言をしております。

(ii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

②社外取締役 川瀬信雄

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ジョイNテック株式会社の代表取締役であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であります。川瀬取締役には、特に現場が求める技術的な点に関し豊富な知識によるサポートを期待しており、重要事項の質疑をはじめ技術的事項に網羅的な指導・発言をしております。

(ii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

③社外監査役 金井田克司

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

④社外監査役 安岐浩一

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ひびき監査法人の代表社員であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

⑤社外監査役 酒井明彦

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ．当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 あかり監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,400 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,400 千円

注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、東京証券取引所が定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査及び金融商品取引法第193条の2第1項に準ずる監査の各々の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2) 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの算出根拠等の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬等につき同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務の執行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、会計監査人を解任又は不再任とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会社法 340 条第 1 項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められ改善の見込みが無いと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のように定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全取締役、使用人に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、社内規定に基づき文書または電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理するために必要な体制を整備します。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの識別・評価については、各部門に係わる個別のリスクを部門長が中心となって検討し、その結果をリスクアセスメント一覧表に取り纏めた上、リスク管理委員がリスク管理委員会にて当該リスクアセスメント一覧表を審議・承認します。リスクへの対応については、リスク管理規程に基づき取締役会やリスク管理委員会にて個別リスクを評価の上、対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を実行しております。危機管理の対象となる事象が発生した場合にも、リスク管理規程に従い、リスク管理委員会による討議を経て、必要な場合には取締役会の承認を受け、適切・迅速に対応します。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスを受ける体制を敷いております。代表取締役直属の社長室に配置した内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役会の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。
- f. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。
- i. 監査役がその職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針
会社が、監査役がその職務の執行に必要なと認めない場合を除き、その費用等を負担することとしております。
- j. 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制
監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス基本方針」を策定し、高い企業倫理と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を行っています。具体的には、全役職員が日常意識すべき心がけ等を「コンプライアンス指導指針」に定めて法令順守の徹底を図っています。また、コンプライアンス体制の整備・充実に関しては、「コンプライアンス規程」を制定して全役職員に法令遵守の徹底を図っています。代表取締役を委員長とした内部統制委員会を開催し、コンプライアンス体制の構築と推進及び財務情報の適正性維持に取り組んでいます。取締役会を毎月一回以上開催し、取締役及び監査役は審議事項について活発な意見交換を行っており、特に社外取締役・監査役は独立的かつ客観的・専門的な立場から意見表明し、取締役の業務執行について積極的に提言を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に基づき、取締役会等の議事録を始め稟議書及び重要な契約書等業務執行に関する文書を適切に保管しております。また、監査役は必要に応じてこれらの文書を閲覧するとともに、定期的に監査しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明文化して運用を行っています。また、代表取

締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、会社に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、それに対処する具体的な統制活動や見直しを行う為に PDCA サイクルを実施しております。内部監査担当者は各部門のリスク管理の実態について監査し、代表取締役へ報告し、代表取締役は取締役会に報告しています。高まりつつある情報漏洩や情報紛失リスクを防止するため、「情報管理規程」を策定して、情報処理業務に於ける管理ルールと管理責任部署の明確化を図っています。重要な契約等の法務チェックは適宜顧問契約先である法律事務所に委託しております。また、中国・台湾での事業拡大に伴い、当該地域の法務サポートが受けられる体制を整備しています。「新型コロナウイルス感染症ガイドライン」を策定して、新型コロナウイルスに対して感染予防・感染拡大防止に向けた各種施策を実行しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役等がその職務を効率的に執行できるように取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等を定め、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。また、代表取締役等が取締役会でその職務執行状況を報告しています。なお、取締役会は月次業績レビューを通じ、適宜経営課題を把握し、必要な是正を行うことで職務執行の効率化を図っております。

⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会等重要な会議に出席することで、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制をとっております。また、監査役は内部監査担当者による内部監査の実施状況等について報告を受け、必要に応じて意見を述べています。

なお、「内部通報制度運用要領」により、公益通報制度の存在、具体的な処理等及び監査役に報告した者が不利な取扱いを受けることが無いことを規定しており、その説明会を開催し、周知徹底を図っております。

⑥ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と半期に一回意見交換会を実施し、相互の意思疎通と信頼関係の構築を行っています。また、監査役は会計監査人と定期的に、会計監査人の監査報告・監査計画及び監査実施状況等について報告を受け、また意見交換を行って会計監査人との連携を図るとともに、内部監査担当者と四半期に一回意見交換会を実施し、内部監査結果及び改善施策について報告を受け、連携を通じて監査役としての監査機能の強化を図っております。

⑦ 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

会社が、監査役の職務を執行するために必要な費用は全額負担しております。

⑧ 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

内部通報者を保護することを定めた、「内部通報制度運用要領」を策定し、当社取締役及び使用人向けに社内の勉強会を開催するなど、周知徹底・運用強化を図っております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	597,861	流動負債	48,689
現金及び預金	551,157	支払手形	8,026
受取手形	1,375	電子記録債務	9,735
電子記録債権	5,531	買掛金	4,394
売掛金	18,947	未払金	4,632
製品	4,630	未払費用	4,018
仕掛品	2,837	未払法人税等	3,569
原材料	4,593	預り金	775
貯蔵品	332	前受金	1,313
前払費用	1,953	賞与引当金	3,561
未収入金	8	製品保証引当金	1,411
未収収益	88	リース債務	7,251
未収還付消費税等	6,405		
		固定負債	153,422
固定資産	35,130	長期借入金	120,000
投資その他の資産	35,130	リース債務	33,422
差入保証金	35,130		
		負 債 合 計	202,111
		純 資 産 の 部	
		株主資本	430,879
		資本金	907,300
		資本剰余金	857,300
		資本準備金	857,300
		利益剰余金	△ 1,329,720
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	
		別途積立金	13,000
		繰越利益剰余金	△ 1,345,220
		自己株式	△ 4,000
		純 資 産 合 計	430,879
資 産 合 計	632,991	負債・純資産合計	632,991

*記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		195,130
売上原価		120,812
売上総利益		74,317
販売費及び一般管理費		165,050
営業損失 (△)		△90,732
営業外収益		
受取利息	10	
為替差益	385	
補助金収入	5,917	
雑収入	430	6,744
営業外費用		
支払利息	2,458	2,458
経常損失 (△)		△86,447
特別損失		
減損損失	21,450	21,450
税引前当期純損失 (△)		△107,897
法人税、住民税及び事業税	1,071	1,071
当期純損失 (△)		△108,969

*記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	907, 300	857, 300	857, 300	2, 500	13, 000	△ 1, 236, 250	△ 1, 220, 750
当期変動額							
当期純損失（△）						△ 108, 969	△ 108, 969
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 108, 969	△ 108, 969
当期末残高	907, 300	857, 300	857, 300	2, 500	13, 000	△ 1, 345, 220	△ 1, 329, 720

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△ 4,000	539,849	539,849
当期変動額			
当期純損失 (△)		△ 108,969	△ 108,969
当期変動額合計	-	△ 108,969	△ 108,969
当期末残高	△ 4,000	430,879	430,879

*記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
仕掛品	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料	移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007年3月以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：	15年
機械及び装置：	8年
工具、器具及び備品：	5～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、製造販売権については、見積耐用年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証相当額とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実積率に基づき計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社における原材料の評価方法は、従来、主として先入先出法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より主として移動平均法による原価法に変更しました。この変更は今後予想される取引の大口化と売上拡大に対する備えとして、仕入価格の変動を適時に期間損益計算及びたな卸資産の評価に反映させることを目的としており、新たに導入した新基幹システムの本稼働を契機として行うもの

であります。なお、過去の事業年度につきましては、移動平均法による単価計算を行うことが実務上不可能であるため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり移動平均法を適用しております。

なお、当該変更による影響額は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損損失）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 21,450 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである事業用資産については、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期や経営環境の変動等により、利益計画の見直しが必要となった場合、当社の翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りへの影響の仮定については、（追加情報）に記載のとおりであります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴い 2020 年 4 月 7 日以降断続的に日本政府により発令されている改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、当社においては、当該感染症の感染拡大予防措置として、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しております。

当該感染症の今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、中間会計期間末においては、「今後少なくとも 2022 年 3 月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくもの」と仮定しておりましたが、その後の政府による新規感染者の増加に対する断続的な行動制限等の対策に加え、ワクチン接種の進捗が中間会計期間末の想定を大幅に下回っている状況を踏まえ、「2022 年 3 月期末までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくもの」との仮定に変更し、固定資産の減損判定、繰延税金資産の回収可能性及び継続企業の前提に係る将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経営環境への影響は不透明であり、かつ、その影響について不確定要素が多いことから、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 254,745 千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産の減損損失に関する注記

事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び総数

① 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,806,000 株

② 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 80,000 株

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 595,000 株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主なものは、税務上の繰越欠損金、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失、原材料及び製品に係る棚卸評価損の否認等であります。

なお、繰延税金資産と同額の評価性引当額を計上しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては、後述する為替及び金利の変動リスクを回避するために先物為替予約取引を利用しますが、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。

また、海外で営業を行うにあたり生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。借入金、主に長期運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。また、リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建営業債権債務については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取引を行う場合があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2. 参照）

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	551,157	551,157	-
(2) 受取手形	1,375	1,375	-
(3) 電子記録債権	5,531	5,531	-
(4) 売掛金	18,947	18,947	-
(5) 前払費用	1,953	1,953	-
(6) 未収還付消費税等	6,405	6,405	-
(7) 差入保証金	29,700	28,082	△1,617
資産計	615,070	613,453	△1,617
(1) 支払手形	8,026	8,026	-
(2) 電子記録債務	9,735	9,735	-
(3) 買掛金	4,394	4,394	-
(4) 未払金	4,632	4,632	-
(5) 未払費用	4,018	4,018	-
(6) 未払法人税等	3,569	3,569	-
(7) 預り金	775	775	-
(8) 前受金	1,313	1,313	-
(9) リース債務（1年内返済予定を含む）	40,673	40,560	△113
(10) 長期借入金	110,000	108,154	△1,845
負債計	187,139	185,179	△1,959

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 前払費用、(6) 未収還付消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金、(8) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務（１年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額（千円）
長期借入金（※） 1	10,000
差入保証金（※） 2	5,430

(※) 1. 長期借入金である「資本性劣後ローン」は、借入時において金利が設定されず、売上高減価償却前経常利益率に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2. 差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないことから将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、貸借対照表計上額は敷金償却後の金額を計上しております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	551,157	-	-	-
受取手形	1,375	-	-	-
電子記録債権	5,531	-	-	-
売掛金	18,947	-	-	-
未収還付消費税等	6,405	-	-	-
差入保証金	-	29,700	-	-
合計	583,417	29,700	-	-

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	-	-	3,558	13,422	12,708	90,312
リース債務	7,251	33,422	-	-	-	-
合計	7,251	33,422	3,558	13,422	12,708	90,312

デリバティブ取引

該当事項はありません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	115 円 64 銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△29 円 25 銭

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 狐塚 利光
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 成治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、筑波精工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【監査役会の監査報告書】

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

筑波精工株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 金井田 克 司

社外監査役 安 岐 浩 一

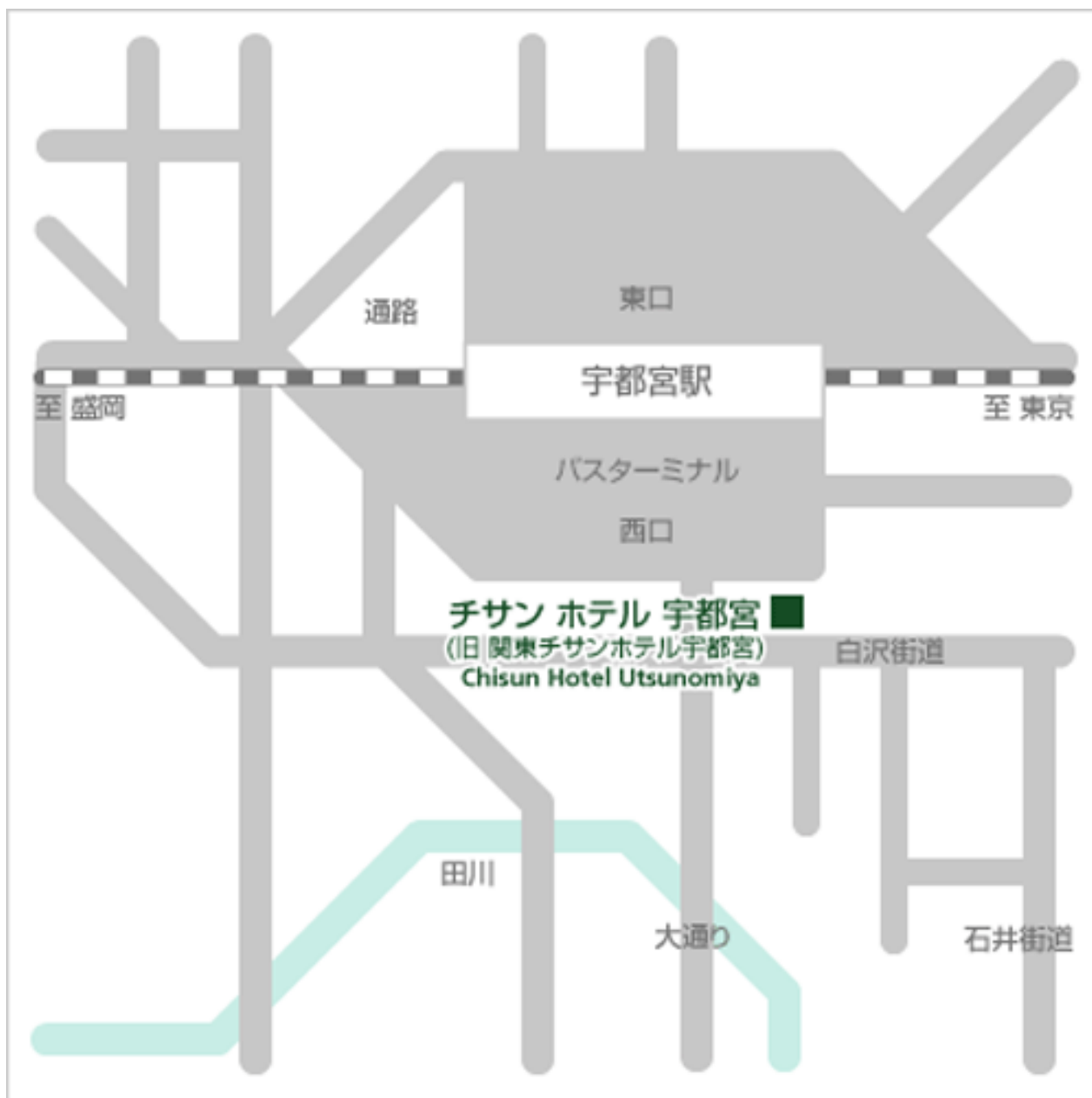
社外監査役 酒 井 明 彦

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features 20 evenly spaced, horizontal dashed lines across the entire width of the page. The background is plain white, and there are no margins, text, or other markings present.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

チサンホテル 宇都宮 2階会場 “いちよう”
栃木県宇都宮市駅前通り三丁目2番3号
電話 028(634)4311 (代)



■ お車でお越しのお客様

東北自動車道 鹿沼 IC から JR 宇都宮駅に向かって約 20 分

東北自動車道 宇都宮 IC から約 25 分

■ JR でお越しのお客様

JR 宇都宮駅西口ロータリー向かい側。徒歩約 1 分。